

観光ツアープラン造成事業委託業務に関する
受注候補者選定実施要領

令和6年5月

富田林市

産業まちづくり部 商工観光課

本要領は、観光ツアープラン造成事業委託業務（以下「本業務」という。）に関して受注候補者を選定するため、提案事業者が仕様書等を理解し、的確に履行できる技術力、創造性及び専門性等を有するかを審査し、最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するための必要事項を定めたものである。

1. 定義

この要領において、プロポーザル方式とは、本業務の受注候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を選定し、本業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとに当該提案書の審査及び評価を行い、本業務の履行に最も適した受注候補者を特定する方法をいう。

2. 業務目的

「2025年大阪・関西万博」を契機として、大阪・関西地域へ国内外からの2,820万人の来訪者が来阪すると予想されている。この一大イベントを観光振興の絶好の機会と捉え、その来訪者を本市へ観光誘客する必要がある。既存の観光地に加え新たな観光コンテンツを造成し、観光ツアープランとしてパッケージ化したものを商品化・販売することで、本市の課題である観光における滞在時間の延長と観光消費額の増加に取り組み、本市地域経済の活性化を図ることと、持続可能な観光地域をつくることを目的とする。

3. 業務内容

観光ツアープラン造成事業委託業務仕様書（別紙）のとおり

4. 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

5. 契約上限額

8,498,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 参加資格

プロポーザル方式への参加を希望する者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、参加表明書提出の時点で、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- ① 富田林市入札参加資格者名簿に登録されており、本市から入札参加停止を受けていないこと。
- ② 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条もしくは第 133 条の規定による破産の申し立てがなされていない者であること。
- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧ プロポーザル方式へ参加する者が、契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

7. 選定実施スケジュール

本選定にかかるスケジュールは以下のとおりとする。なお、説明会は実施しない。

項目	日程
(1) 本要領及び仕様書の交付	令和 6 年 5 月 17 日（金）午前 9 時から 令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで
(2) 参加表明書の受付	令和 6 年 5 月 17 日（金）午前 9 時から 令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで
(3) 質問書の受付	令和 6 年 5 月 17 日（金）午前 9 時から 令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで
(4) 質問書に対する回答	令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時まで
(5) 企画提案書の受付	令和 6 年 6 月 6 日（木）午前 9 時から 令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時まで
(6) 受注候補者選定委員会	令和 6 年 6 月 21 日（金）午後
(7) 審査結果の通知	令和 6 年 6 月下旬予定

8. 参加手続き

(1) 本要領及び仕様書の交付

① 交付方法

本要領及び仕様書の交付は、本市ウェブサイト上で行う。

※本要領、仕様書及び各種申請書類は、本市ウェブサイトからダウンロード可

② 交付期間

令和6年5月17日（金）午前9時から令和6年5月31日（金）午後5時まで

(2) 参加表明書の受付

① 提出方法

電子メールで送信すること。なお、送信後は必ず電話にて着信を確認すること（富田林市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時）。

② 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号） 1部
- ・法人の概要（様式第2号） 1部

③ 提出期限

令和6年5月31日（金）午後5時

(3) 質問書の受付

① 提出方法

企画提案書の作成及び提出にあたり質疑がある場合は、電子メールで送信すること。また、送信後は必ず電話にて着信を確認すること（富田林市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時）。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

② 質問書の様式

- ・質問書（様式第3号） 1部

※質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

※質問は、本様式1枚につき1件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。

③ 提出期間

令和6年5月17日（金）午前9時から令和6年5月31日（金）午後5時まで

(4) 質問書に対する回答

① 回答方法

商工観光課は、提出された質問事項をすべて取りまとめ、参加表明者すべてに回答書を電子メールにて送信する。なお、質問に対する回答は、本要領への追加又は修正とみなす。

② 回答期限

令和6年6月5日（水）午後5時まで

(5) 企画提案書の提出

① 提出方法

企画提案書の提出は、参加表明書を提出した事業者のみ可とし、商工観光課あてに

正本、副本の電子データを電子メールで送信し、正本、副本各1部の紙資料を送付記録が残る方法で送付すること。なお、電子データの送信後は必ず電話にて着信を確認すること（富田林市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時）。

また、期限までに提出されなかった場合は辞退したものとみなす。なお、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

※上記の提出書類については、以下のとおりとし、返却しないものとする。

正本：社名、代表者名を記載し、社印、代表者印を押印したもの

副本：社名、代表者名及びそれぞれの印のないもの

② 提出書類

- ・ 企画提案書（任意様式）
- ・ 業務スケジュール（任意様式）
- ・ 実施体制（任意様式）
- ・ 類似事業業務実績（任意様式）
- ・ 見積書（任意様式）

③ 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書の作成にあたっては、受注候補者の選定に係る審査を円滑に行う観点から、本要領「9.（3）審査項目と配点」に記載のある審査項目に沿って作成すること。

仕様書に記載した業務内容の提案をするものとし、説明文書の他、写真、イラスト等を用いて審査委員にイメージが伝わるように作成すること。

なお、副本については、提出書類の文章中にも社名等を記載しないように作成すること。また、協力会社等ある場合は、A社、B社等と記載し、会社が特定できないよう作成すること。

④ 提出期間

令和6年6月6日（木）午前9時から令和6年6月17日（月）午後5時まで

※電子データ及び紙資料の両方が期限内に必着すること。

（6）受注候補者選定委員会

① 実施予定日

プレゼンテーションの日程や場所等については、参加表明書提出者に対して、別途プレゼンテーション及びヒアリング審査実施通知書にて通知する。

日時：令和6年6月21日（金）午後

※選定委員会は非公開とします。

② プレゼンテーションにおける留意事項

- ・ プレゼンテーションは、事前に提出いただいた提案書を活用して行うものとする。
- ・ 提案書をパワーポイント等で分かりやすくまとめること。この際のページ数は限定しないが、原則として事前に提出した内容への追記・変更は認めない。

③ 注意事項

- ・ プレゼンテーション及び委員による審査は非公開とする。
- ・ 会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき30分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを15分以内、ヒアリングを15分程度と想定する。
- ・ 会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。
- ・ 事前に提出したもの以外の新たな資料や資材、パネル等の持ち込みは不可とする。
- ・ 事前に提出された企画提案書等の電子データ及びモニター、パソコン等を用意するので適宜利用し、プレゼンテーションを行うこと。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないことがないように十分注意すること。
- ・ プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、辞退したものとす。

9. 受注候補者の選定

(1) 受注候補者選定委員会の設置

- ① 本業務の公平・公正性と受注候補者選定に係る透明性を確保するために、観光ツアープラン造成事業委託業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会の庶務は、商工観光課において行う。

(2) 委員会の開催

- ① 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- ② 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- ③ 委員会は、実施要領等の審議、提案書等の審査を行い、最も得点の高い提案事業者を受注候補者として選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は提案金額がより安価な提案事業者を受注候補者として決定する。
- ④ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3) 審査項目と配点

審査項目	評価の視点	配点
①基本方針	a.本市の意図するところを正確に理解した提案となっているか。	5点
	b.総合的な企画・提案力が高く専門的な視点を持っているか。 全体としてテーマ性やストーリー性を持った事業を提案し、か	10点

	つ効率的な業務運営がなされ、費用やスケジュールなど実現性のある計画が示されているか。	
②観光ツアー・観光コンテンツ作成業務等	c.類似事業（観光コンテンツ・ツアープラン等の造成）の業務実績はあるか。	5点
	d.観光コンテンツは、既存の地域観光資源を活用し、観光客にとって魅力的な提案となっているか。また地元団体や事業者と積極的に連携・協力する体制が図られているか。	10点
	e.ツアープランは、ターゲット層に合致したものとなっているか。また、参加者限定の特別感がある提案となっているか。	5点
	f.モニターツアーは、ターゲット層に近い参加者を確保できるものか。また、アンケートの分析結果をツアープランに反映させる仕組みとなっているか。	5点
	g.コンテンツの利用にあたり、受入環境が整備されているか。（特にインバウンド向けのツールなど）	5点
	h.効果的な販路が提案されているか。また、継続的な販売を見込めるか。	5点
	i.造成される観光コンテンツ・ツアープランは、一過性のものではなく、その収益で持続的に運営するための仕組みが構築されているか。	10点
③広告宣伝業務	j.本市への誘客につながる工夫がなされているか。また、広告に使用するメインビジュアルやキャッチフレーズ等は、ターゲット層の関心を惹くものとなっているか。	5点
	k.フライヤー以外の広告宣伝ツールについて、より多くの参加者を呼び込める効果的な広告手段が3種以上提案されているか。また、広告手段ごとのターゲットが明確に示されているか。	5点
④価格	次の算定式により見積額を評価する。 ※配点（30点）×最低見積額／見積額	30点

(4) 審査結果の通知

委員会は、審査の結果、受注候補者を選定した場合、採用された提案事業者に対して内定通知書（様式第4号）により通知し、次点の提案事業者に対して次点受注候補者決定通知書（様式第5号）により通知する。また、不採用と決定した提案事業者に対して、不採用通知書（様式第6号）により通知する。

日時：令和6年6月下旬（予定）

(5) 審査結果の公表

審査結果については、以下の方法により公表する。

- ① 公表は、本市ウェブサイト上で行う。
- ② 公表する内容は、受注候補者の名称、評価点及び次点者の評価点とする。

10. 資格の喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- ① 市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
- ② 前記「6. 参加資格」の事項を満たさなくなった場合
- ③ 公平な選考に影響を与える行為があったと認められる場合
- ④ 審査委員に不当な働きかけをした場合
- ⑤ その他提出書類に虚偽の記載や押印を欠く等、条件に違反する行為があった場合

11. 契約

(1) 事前協議

本市と選定された受注候補者は、仕様書及び見積書等についての協議を行ったうえ、契約を締結する。ただし、受注候補者と協議が整わない場合は、次点受注候補者と協議を行うこととする。なお、実際の本業務委託契約金額は、必ずしも提案金額と一致するものではない。

(2) 契約方法

本業務の契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(3) 支払方法

業務完了後一括払い

(4) その他

本業務の遂行にあたっては、本市と十分協議し、仕様の決定、スケジュール、手法、その他必要事項を決定すること。

12. その他留意事項

- ① 本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- ② 原則として、提出物は返却しない。
- ③ 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替え等は一切認めない。
- ④ 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- ⑥ 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を

- 除く)は、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- ⑦ 本件プロポーザルにかかる提案は、1つの提案事業者につき1つの提案のみとする。
 - ⑧ 評価点60点を基準点とし、これに満たない場合は失格とする。
 - ⑨ 提案事業者が1者のみの場合においても、本件プロポーザルは成立するものとする。
 - ⑩ 提案事業者が1者のみの場合における受注候補者の選定は、価格を除く評価項目(70点)の6割に満たない場合は失格とする。
 - ⑪ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、富田林市情報公開条例に基づき対応する。
 - ⑫ 審査結果に対する異議は一切認めない。

13. 本実施要領に関する問い合わせ

富田林市産業まちづくり部商工観光課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

TEL : 0721-25-1000 (内線 482)

Mail : syoukoukankou@city.tondabayashi.lg.jp

以上